

# 茨城県教育研修センター認定「教育専門員」制度実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、茨城県教育研修センター認定「教育専門員」(以下「教育専門員」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 「教育専門員」は、次の各号のいずれかについて、優れた知識及び技能並びに教育的リーダーとしての素養を有する者を認定し、所属校又は地域等における研修等においてその活用を促進することを目的とする。

- |   |               |
|---|---------------|
| (1) 各教科   | (2) 道德教育      |
| (3) 特別活動  | (4) 総合的な学習の時間 |
| (5) 小学校における外国語活動  | (6) 教育課題      |
| (7) 学級(ホームルーム)経営  | (8) 生徒指導      |
| (9) 教育相談  | (10) 教育の情報化   |
| (11) 人権教育   | (12) 産業教育     |
| (13) 福祉教育   |               |
| (14) その他、推薦内容に応じて茨城県教育研修センター所長(以下「教育研修センター所長」という。)が適当と認めるもの |               |

(認定)

第3条 「教育専門員」は、教育研修センター所長が次の第2項に基づき審査の上、認定する。

2 「教育専門員」は、前条に規定する教育的リーダーとしての素養を有する者で、次の各号のいずれにも該当する者のうちから所属長が推薦するものとする。ただし、管理職又は行政職にある者は除く。

- (1) 内地留学又は大学院派遣および大学院を修了した者
- (2) 前条各号のいずれかについて、優れた知識及び技能を有する者

(手続き)

第4条 「教育専門員」の認定を受けようとする者は、「茨城県教育研修センター認定『教育専門員』申請書」(様式1)及び「茨城県教育研修センター認定『教育専門員』推薦書」(様式2)を、以下の手順にしたがい提出する。

- (1) 公立小・中学校  
ア 所属長は、市町村教育委員会教育長へ提出する。  
イ 市町村教育委員会教育長は、所轄の教育事務所長へ提出する。  
ウ 教育事務所長は、研修センター所長へ提出する。
- (2) 県立学校  
所属長は、研修センター所長へ提出する。

(認定証の交付)

第5条 教育研修センター所長は、「教育専門員」に認定した者に対し、教育専門員認定証を交付する。

(認定期間)

第6条 認定期間は、交付年度を含む3年度間とし、更新又は再認定をすることができない。

2 「教育専門員」を辞退する場合は、所属長が「茨城県教育研修センター認定『教育専門員』辞退届」(様式3)を教育研修センター所長あてに提出する。

(教育専門員の公表)

第7条 教育研修センター所長は、認定した「教育専門員」を、「茨城県教育研修センター認定『教育専門員』名簿」(様式4)に登載し、関係機関に通知、公表する。

付 則

この要項は、平成22年7月8日から施行する。

付 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和2年12月28日から施行する。